

亀山市告示第176号

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年8月3日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱を廃止する告示

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成26年亀山市告示第119号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和4年4月1日において現に治療中（同日前に行った体外受精又は顕微授精により作られた授精胚による凍結胚を解凍して胚移植を実施する場合を含む。）であって令和5年3月31日までにその治療を終了する特定不妊治療（以下「令和4年4月1日以後の特定不妊治療」という。）については、この告示による廃止後の亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、令和4年4月1日以後の特定不妊治療に係る助成は、旧要綱第7条第1項又は第14条に規定する助成の回数の限度に満たない場合であっても、1回を限度とする。